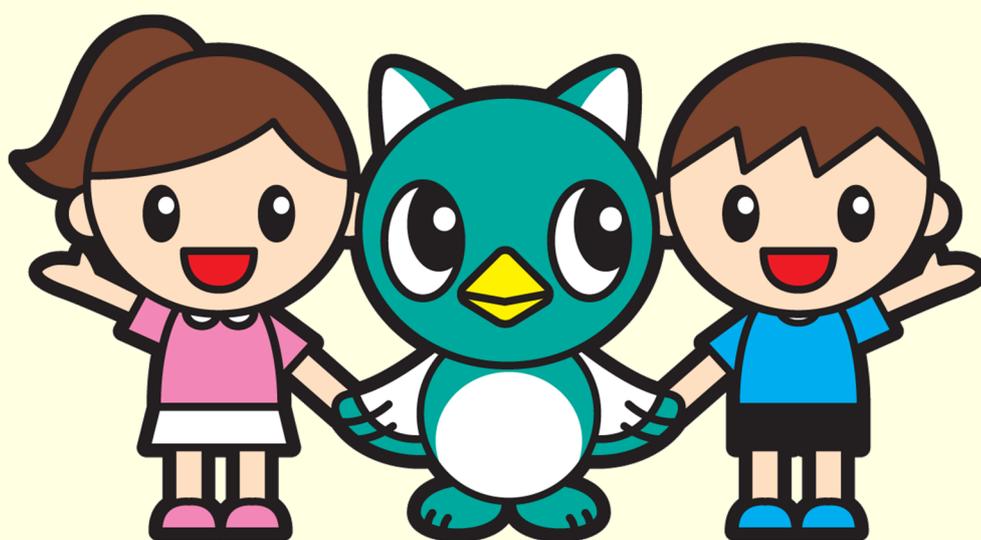


# 八千代市子ども・子育て支援事業計画

～子どもの元気がみえるまち～

## 概要版



八千代市イメージキャラクター「やっち」

平成 27 年 3 月



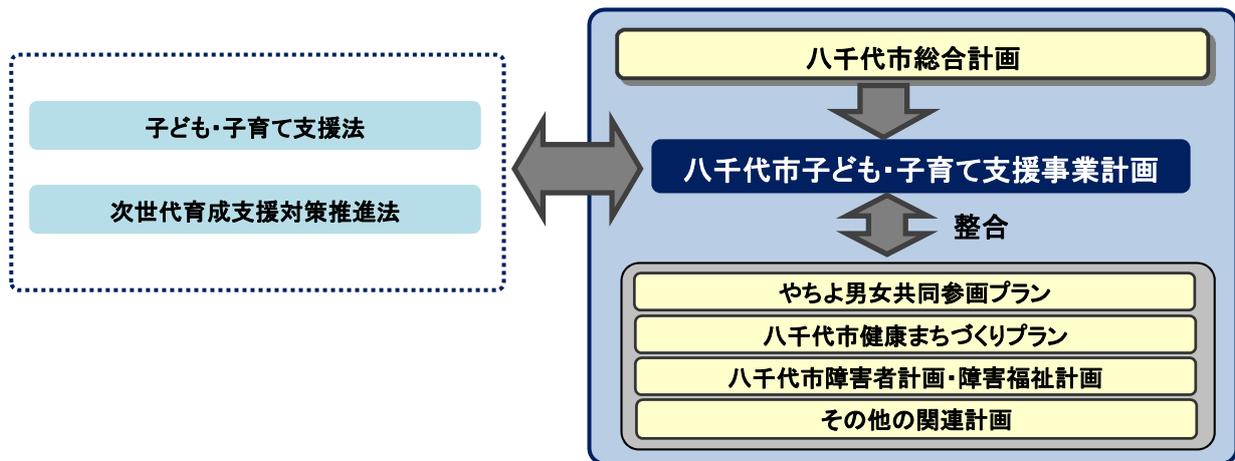
# 1 計画策定の趣旨

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働きの増加、待機児童の増加、児童虐待の深刻化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しており、子育ての負担感や不安、孤立感が高まっています。こうした課題に対して、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくために、国は平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

このような状況を踏まえ本市では、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に整備することを目的として、本計画を策定します。

# 2 計画の位置づけ

- ◎子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- ◎「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が10年間延長されたこと（平成37年3月31日まで）から、同法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ一体的に策定します。
- ◎八千代市のまちづくりの方向性を示した「八千代市総合計画」を上位計画として、関連部署の諸計画、国や県の関連計画と整合を図り策定するものです。



# 3 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて、計画期間中に計画の見直しを検討します。

平成23年度	24	25	26	27	28	29	30	31
八千代市第4次総合計画（基本構想：平成23～32年度）								
前期基本計画					後期基本計画			
八千代市次世代育成支援後期行動計画					八千代市子ども・子育て支援事業計画			

# 4

## 基本理念と施策の体系

### (1) 基本理念と基本的視点

#### 基本理念

### 子どもの元気がみえるまち

男女、障害、国籍などいろいろな違いが人にはあります。どの子ども自分らしく生きることは、おとなたちの願いです。八千代市の全ての子どもたちがおとなたちの適切な支えによって、一人ひとりの元気を市内にとどろかせて、失敗を繰り返しながらも、おおらかに自分らしい生き方を見つけていけるまちを、子ども、市民と一緒に作っていきたいと思います。子育てっておもしろいはず。子育てをとおして豊かな人と人との交流の輪を市内全域に広げたいと思います。

#### 基本的視点

- ①子どもが自分らしく生きられる権利を守る視点
- ②子ども自身が愛され、大切にされていると感じられる視点
- ③親も子も一緒に成長していく視点
- ④親と子が地域につながり、地域ぐるみで子育てに関わる視点
- ⑤子どもを地域で生み育てやすい環境をつくる視点

### (2) 施策の体系

基本目標	施策の方向	施策の内容
1 全ての子ども の最善の利益 が守られ、 一人ひとりが 尊重される	(1) 子どもの最善の利益の尊重	①子どもの最善の利益を尊重するための基盤づくりを推進します ②子ども自身が自由に相談できる体制を充実します
	(2) 子どもの意見表明と参加の促進	①施策や事業の中で、子どもたちの意見を反映させ、運営などへの参加の促進を図ります ②子どもたちが必要な情報を得るための情報提供体制の整備を図ります
	(3) 児童虐待の発生予防と再発防止	①虐待が起こらないような環境づくりを推進します ②虐待の早期発見と養育支援に取り組みます ③虐待の早期対応と再発防止のための支援を行います
	(4) 支援を要する子ども・子育て家庭への支援の充実	①ひとり親家庭が自立して生活できるよう、支援の充実を図ります ②障害のある児童への対応や、その家庭への支援の充実を図ります ③外国籍の親を持つ子どもやその家族への対応の充実を図ります ④不登校、ひきこもり児童等への対応の充実を図ります ⑤DV 家庭への相談及び支援体制を充実します

基本目標	施策の方向	施策の内容
2 質の高い 教育・保育を 選択する ことができる	(1) 教育・保育施設等の整備	①待機児童を解消します ②保護者と保育園等の信頼関係を築きます ③保育の質の向上に努めます ④認定こども園の普及を図ります ⑤学校が安心して楽しい居場所となるように環境整備を図ります
	(2) 保育サービスの充実	①子育てを支える仕組みの拡充を図ります ②多様な保育ニーズへの対応を図ります
	(3) 一人ひとりが大切にされる 教育・保育の推進	①子ども一人ひとりを大切に、豊かな育ちを保障する幼児教育の充実を図ります ②確かな学力の向上を図る取り組みを充実します ③学ぶ意欲を大切に、多様な学びを支援します
	(4) 学齢期の放課後支援の推進	①学童保育所における待機児童を解消します ②放課後における子どもの居場所の確保を図ります ③全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを推進します
3 安心して 子どもを 生み 育てる ことが できる	(1) 母子の健康づくりの推進	①妊娠期からの子育て不安の軽減を図ります ②子どもの心と身体（からだ）の健康づくりを推進します
	(2) 小児医療の充実	①地域医療体制の充実を図ります ②救急医療体制の充実を図ります
	(3) 経済的負担の軽減	①子育て家庭へ経済的支援を行います
	(4) 子育ての情報提供の充実	①子育てに関する情報提供の充実を図ります
4 子どもや 親が、共に 学び成長 することが できる	(1) 多様な体験活動と地域活動の 充実	①体験を通じ、自分で考え選択する力をつけていきます ②子どもの時から、親になるための教育の充実を図ります ③親が親としての力を身につけられるよう学習の場を提供します ④子ども自身が地域の中で学び、成長することができるよう居場所を整備します
	(2) 世代間交流の推進	①豊かな人間関係を築いていくため、さまざまな人たちとの交流の機会を提供します
5 仕事と子育てを 両立する ことが できる	(1) 男女で子育てをする意識の 醸成	①家庭や職場等において、男女で子育てする意識の醸成を図ります
	(2) 仕事と子育てが両立できる 就業環境の整備・充実	①仕事と子育てが両立できるような環境整備を促進します ②就業希望者への情報提供に努めます
6 子どもや 子育て家庭を 地域で見守り、 支えることが できる	(1) 子育てネットワークづくりの 推進	①地域で子どもたちと子育て家庭を支えるご近所づくりを促進します ②子育ての仲間づくりの場や機会を提供し、子育てサークル活動を支援します ③市民と行政が協働し、子どもや子育て家庭を支えていく仕組みづくりを推進します
	(2) 子ども・子育て支援のための 人材育成	①子育て支援に係る人材の育成と交流を推進します ②青少年の健全育成のための人材を育成します
7 子どもや子育て 家庭が 安心・快適に 暮らすことが できる	(1) 子どもにやさしい自然環境の 整備	①環境汚染を未然に防止できる施策を推進します ②八千代の豊かな自然と触れ合いながら暮らせる環境づくりを推進します
	(2) 子どもと外出しやすい環境の 整備	①子どもや子育て家庭が安全で快適に生活できる社会基盤の整備に努めます
	(3) 交通安全・防犯対策の強化	①子どもや子育て家庭が安全で安心して生活できる社会環境の整備に努めます

# 5

## 事業計画

子ども・子育て施策を進めるための取り組みのうち、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業については、計画期間の事業計画を定めます。

### (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

アンケート調査の結果に基づき、計画期間における各年度の「量の見込み」を算出しました。量の見込みに対して、教育・保育提供区域及び認定区分ごとに確保の内容と実施時期（確保方策）を設定し、「待機児童解消加速化プラン」が目標年次としている平成29年度末までに達成することを目指します。

教育・保育									
認定区分（※）	量の見込み・確保方策（2号、3号の目標年度は29年度）						単位		
	実施時期（平成）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
・1号認定 ・2号認定（学校教育 の利用希望が強い）  （3歳～5歳）	量の見込み	1号	3,129	3,014	2,950	2,852	2,765	人	
		2号	391	377	369	356	346		
	確保方策	特定教育・保育施設	80	350	350	350	455		
		確認を受けない幼稚園	4,250	3,980	3,980	3,980	3,790		
	過不足数	810	939	1,011	1,122	1,134			
・2号認定 （保育園等利用） （3歳～5歳）	量の見込み	1,300	1,252	1,226	1,185	1,149	人		
	確保方策	特定教育・保育施設	1,226	1,226	1,226	1,226		1,236	
	過不足数	-74	-26	0	41	87			
・3号認定 （保育園等 利用）	0歳	量の見込み	223	213	207	201	200	人	
		確保方策	特定教育・保育施設	232	232	232	232		232
			特定地域型保育事業	19	34	34	34		34
		過不足数	28	53	59	65	66		
	1歳～ 2歳	量の見込み	811	771	739	715	710	人	
		確保方策	特定教育・保育施設	747	747	747	747		747
			特定地域型保育事業	48	85	85	85		85
		過不足数	-16	61	93	117	122		

#### ※認定区分について

保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）及び特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用先が決まっていきます。

認定区分	対象	利用先
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上の就学前子どもで、教育を希望する場合（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定 （満3歳以上・保育認定）	満3歳以上の就学前子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 （満3歳未満・保育認定）	満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園 特定地域型保育事業

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

アンケート調査等の結果に基づき、計画期間における各年度の「量の見込み」を算出しました。量の見込みに対して、教育・保育提供区域（地域子ども・子育て支援事業の提供区域）及び事業ごとに確保の内容と実施時期（確保方策）を設定し、計画期間の最終年度である平成31年度末までに達成することを目指します。

地域子ども・子育て支援事業		量の見込み・確保方策						
事業名		実施時期（平成）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
時間外保育事業 （延長保育）		量の見込み	1,322	1,267	1,230	1,191	1,167	人
		確保方策	2,272	2,324	2,324	2,324	2,334	
		過不足数	950	1,057	1,094	1,133	1,167	
放課後児童 健全育成事業 （学童保育所）	低学年	量の見込み	1,140	1,121	1,087	1,071	1,032	人
		高学年	280	278	275	278	273	
	確保方策	1,080	1,150	1,235	1,315	1,365		
	過不足数	-340	-249	-127	-34	60		
子育て短期支援事業 （ショートステイ）		量の見込み	260	249	242	234	229	人日
		確保方策	130	260	260	260	260	
		過不足数	-130	11	18	26	31	
地域子育て支援拠点事業		量の見込み	138,444	131,928	126,972	123,120	122,184	人日
		確保方策	18	18	18	18	18	か所
一時預かり事業	幼稚園	量の見込み	7,478	7,204	7,050	6,816	6,607	人日
		一時定期	44,888	43,242	42,324	40,914	39,664	
		確保方策	106,600	106,600	106,600	106,600	106,600	
	保育園	量の見込み	5,672	5,381	5,175	4,982	4,893	人日
		確保方策	13,432	13,432	13,432	13,432	13,432	
		過不足数	7,760	8,051	8,257	8,450	8,539	
病児保育事業		量の見込み	3,590	3,440	3,341	3,234	3,170	人日
		確保方策	2,900	2,900	2,900	2,900	3,190	
		過不足数	-690	-540	-441	-334	20	
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）		量の見込み	3,276	3,224	3,172	3,120	3,068	人日
		確保方策	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	
		過不足数	24	76	128	180	232	
妊婦健康診査 （妊婦に対する健康診査）		量の見込み	20,678	19,810	19,222	18,704	18,578	回
		確保方策	実施内容：妊婦健康診査14回、そのほか超音波検査、血液検査、子宮頸がん検診などを委託医療機関において通年実施。					
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み	1,403	1,344	1,304	1,269	1,261	人
		確保方策	実施体制：71人（母子保健推進員51人、保健師12人、非常勤保健師4人、非常勤助産師4人）					
養育支援訪問事業		量の見込み	224	214	207	200	200	人回
		確保方策	14	15	15	15	15	人
		実施体制	子育て支援専門員（心理士）1人、保健師14人、そのほか保育士、栄養士、歯科衛生士で対応。					-
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）		今後の方向性	要保護児童対策地域協議会を活用した機関連携の仕組み強化と調整機関の機能強化に努め、虐待が起こらないような環境づくりや発生予防、早期発見・早期対応、継続支援ができる体制づくりを推進します。					-
利用者支援事業		量の見込み	3	3	3	3	3	か所
		確保方策	3	3	3	3	3	
実費徴収に係る補足給付を行う事業		今後の方向性	低所得者に対し、国が定める基準等に従い認められた実費徴収に対する公費による補足給付について、国や県の動向を踏まえ、事業実施に向けた検討を行います。					-
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		今後の方向性	非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあつせん等を行うなど、国や県の動向を踏まえ、事業実施に向けた検討を行います。					-

### (3) 提供区域の設定

#### 「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位である「提供区域」について

■教育・保育は、市域全体を1区域の設定としました。

■地域子ども・子育て支援事業は、事業の特性や実態を考慮し、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域子育て支援拠点事業（現地域子ども・子育て支援センター）の2事業は、八千代市地域コミュニティ推進計画におけるコミュニティ区域同様、阿蘇地区、村上地区、睦地区、大和田地区、高津・緑が丘地区、八千代台地区、勝田台地区の7つの区域を設定しました。その他の地域子ども・子育て支援事業については、市内全域を1区域と設定しました。

※地区ごとの「量の見込み」「確保方策」については、「八千代市子ども・子育て支援計画」の計画書本編に掲載しています。

### (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

#### 認定こども園の普及について

幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所が認定こども園へ移行するために必要な支援を行うとともに、認定こども園の普及を図ります。

#### 幼稚園教諭と保育士の合同研修について

少子化や核家族化が進行する中で子育ての環境が大きく変化し、幼稚園教諭や保育士は質の高い教育理念や保育技術のみならず、信頼される保育者像を求められております。

幼稚園教諭及び保育士を対象に、合同研修会を開催するなど、互いの人事交流を推進し、教育・保育の共通理解の深化を図るとともに、スキル及び専門性の向上に対する支援を行います。

#### 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等について

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った、質の高い教育・保育の実践に対する支援を行うとともに、特別な支援を必要とする子どもに対しては、ニーズに応じた幼児期の学校教育・保育を提供できるよう努めます。

#### 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との定期的な連絡会の開催等、互いの密接な連携を図るための取り組みに対する支援等を通して、小学校教育への円滑な接続に努めます。

## 6

# 計画の推進

### (1) 計画の推進体制

本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援を、総合的かつ効率的に提供するため、計画推進に関係する部署を中心に、千葉県、近隣市、教育・保育施設、地域型保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者等と連携しながら、本計画の着実な推進を図ります。

また、教育・保育施設と地域型保育事業者との円滑な連携が可能となるよう、必要に応じた支援を行います。

### (2) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたり、各年度において、本計画に基づく法定事業の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じた対策を実施します。

その際、子ども・子育て会議の意見を参考にするとともに、点検及び評価の結果を公表します。

### (3) 市民・関係団体・関係機関との連携

本計画の推進にあたり、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えていくため、本計画や子ども・子育て支援新制度について、市広報やホームページなどを活用して、広く市民に周知するとともに、関係機関・関係団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担などを考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

